

## 盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携 35 周年記念経済交流業務委託 仕様書

### 1 業務の目的

盛岡市とカナダ・ビクトリア市の姉妹都市提携 35 周年を契機に、経済分野における交流の第一歩とするべく、盛岡市及び市内に所在地を持つ、海外展開を希望する事業者を選出して、プロモーション動画を作成するとともに、ビクトリア市側の協力を得ながら、選出された事業者の商品等を現地に輸送し、ビクトリア市内に広くプロモーションを行うことで、より訴求効果の高いものとし、本事業を通じて、経済を軸とした今後の姉妹都市交流の更なる深化を図ることを目的とする。

### 2 委託業務名

盛岡市・ビクトリア市姉妹都市提携 35 周年記念事業オンライン経済交流業務委託

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和 3 年 12 月 27 日（月）まで

### 4 業務実施場所

盛岡市内ほか

### 5 委託内容

#### (1) 経済交流事業に参加する事業者の選出

委託者と協議の上、本事業に参加する事業者を 5 者程度選出することとし、次に示す要件を満たす、市内に所在地もしくは営業所等を有する事業者を選出すること。なお、参加する事業者に対し謝金を支払うこととし、係る経費を委託料に含めるものとする。  
ア 盛岡市の特産品である「盛岡りんご」を取り扱う事業者で、海外輸出等の実績を有する事業者

イ 盛岡市が誇る伝統工芸品である南部鉄器を取り扱い、海外展開が期待される事業者

ウ クラフトビール等を取り扱い、ビクトリア市とのビール文化を通じた双方向の交流が期待できる事業者

エ 盛岡市が推進するヘルステック産業分野において、海外展開や技術交流等が期待される事業者

オ その他、ビクトリア市に対し盛岡の魅力として発信できる事業者

#### (2) プロモーション動画の作成

カナダ・ビクトリア市に向けたプロモーションを行う動画を作成する。動画の作成にあたっては、海外からの視点を意識した訴求効果の高いものとなるよう工夫すること

とし、次の3つの内容により構成することとする。

- ア 盛岡市の観光及び産業などの紹介動画（5分程度）  
盛岡市そのものの魅力発信を中心とした観光及び産業等の紹介動画を作成すること。
- イ 参加事業者ごとの紹介動画（1事業者10分程度）  
参加事業者ごとの紹介動画を作成すること。参加事業者と十分な協議を行い、各事業者の取組や魅力を最大限表現できるよう努めること。
- ウ 参加事業者による座談会形式のインタビュー動画（20分程度）  
参加事業者の日程調整を行い、座談会の形式で各事業者に直接インタビューを行い、その様子を撮影した動画を作成すること。なお、実施に係る会場の設営や、構成、進行管理、司会者または進行役の手配等の一切を行うこと。

(3) 動画のインターネット配信に係る加工・編集及び成果品の納品

(2)により撮影した動画は、盛岡市公式YouTubeチャンネル「Webmorioka」により配信するため、必要に応じて加工・編集、音楽・ナレーション・字幕の挿入等の作業を行い、成果品として、日本語版、英語版の2種類の動画をブルーレイディスク等の電磁的記録媒体として委託者に提出すること。成果品の納品部数については次のとおりとする。ただし、参加事業者の数により、協議の上変更する場合があるものとする。

- ア 全体プロモーション動画（日本語版） 8部
- イ 全体プロモーション動画（英語版） 8部
- ウ (2)イで定める参加事業者ごとの紹介動画（日本語版） 各3部
- エ (2)イで定める参加事業者ごとの紹介動画（英語版） 各3部

(4) PR商品及び成果品の輸送

参加事業者と協議の上、ビクトリア市内でプロモーションを行うためのサンプル商品を、プロモーション動画の公開に合わせ事前にビクトリア市に輸送することとし、輸送に係る手続きを行うこと。また、成果品についても併せて輸送すること。

(5) その他

委託内容において、撮影行為を伴うものについては、受託者が行うこととし、撮影に要する調整及び許認可等の手続き、出演者等の肖像権、著作権等に関する調査や同意、使用に関する手続き等は受託者において行うものとする。

また、ビクトリア市内におけるプロモーションについては、ビクトリア市役所等の関係者が実施するものとし、確認が必要な事項が生じた場合は、委託者を通じてビクトリア市関係者と協議を行うこと。

なお、受託者は、委託者と受託者で協議のうえ、必要と認められる書類については提出しなければならない。

## **6 スケジュール**

令和3年10月上旬	参加事業者の選出、動画制作開始
令和3年11月下旬	成果品の納品、サンプル商品の輸送
～令和3年12月下旬	事業報告

## **7 事業報告等**

受託者は事業の進捗等に関する次の報告及び委託者による検査に協力しなければならない。

### (1) 業務工程表

受託者は、委託契約締結後速やかに受託期間中の業務工程表を委託者に提出し、その承認を得ること。

### (2) 随時の報告

本業務委託に関連し、委託者が調査又は報告を求めた場合においては、受託者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出すること。

### (3) 立入検査

委託業務の適正な履行のために委託者が必要と認めるときは、委託者は受託者の委託業務の実施状況等を確認するため現場に立ち入り、受託者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

### (4) 業務完了届

受託者は、業務が完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出し、検査等を受けること。

## **8 関係機関との連携**

受託者は、業務を円滑に進めるため、委託者及び他の関係機関との連携を密に図ること。

## **9 情報資産の保護管理**

委託業務の処理に当たっては、盛岡市情報セキュリティポリシー規程（平成22年共同訓令第1号）及び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を業務に携わる従業員に周知し、適切に指導すること。

## **10 協議・打合せ等**

業務における協議、打合せ等は、進捗状況に応じて適宜行うこと。

また、協議・打合せにあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うこと。

## **11 その他**

(1) 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び

管理・運営を行うものとする。

- (2) 受注者は成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成  
果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格者の主張を  
行わないものとする。
- (4) 本業務に係り、提供したデータは、本業務に限り使用することが可能であり、他で  
使うことはできないものとする。
- (5) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるととも  
に、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。  
このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (6) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に  
は、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (7) 本業務の履行に際し疑義が生じた場合、両者で協議のうえ速やかに処置するものと  
する。
- (8) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。